生徒指導提要のポイント

【個別の課題に対する生徒指導編】

(文部科学省 令和 4 年12月改訂)

富山県教育委員会 小中学校課

改訂のポイント

- 🖟 「生徒指導」の定義の刷新
- **り** 生徒指導を意識した教育課程の編成
- **り** チーム学校による生徒指導体制
- 🖟 個別の課題に対する実効的な内容の明記
 - ◆いじめ
 - ◆暴力行為
 - ◆ 少年非行
 - ◆ 児童虐待
 - ◆自殺
 - ◆ 中途退学
 - ◆ 不登校
 - ◆インターネット・携帯電話に関わる問題
 - ◆性に関する課題
 - ◆ 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導

課題ごとに実効的な基本方 針が示され、実践的に活用で きるものとなった。

いじめ対応

(重層的支援構造)

困難課題対応 的生徒指導

課題早期発見対応

課題予防的生徒指導

課題未然防止教育

発達支持的生徒指導

- ○いじめの認知率を高め、早期対応に努める。
- ○「いじめを見逃さない」という姿勢を教職 員間で共有する。
- ○児童生徒一人一人がいじめをしない態度・能力を身に付ける。

いじめの解消に向けた組織的な指導・援助(いじめ防止対策組織による 被害児童生徒ケア、加害児童生徒指導、関係修復、学級の立て直し等)

- ○できるだけ早い段階から、SC や SSW 等を交え丁寧なアセスメントを行う。
- ○問題に応じて、警察へ相談するなど、学校外の関係機関等との密接な連携を図る。
- ○関係する児童生徒の保護者に対するきめ細かな連絡と相談を行い、信頼関係を築く。
- ○情報の整理と管理、ケース会議等の記録の作成と保管を行う。

いじめの予兆の発見と迅速な対処(アンケート、面談、健康観察等による) 気付きと被害児童生徒の安全確保等)

- ①いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア
- ②被害者のニーズの確認
- ③いじめ加害者と被害者の関係修復
- ④ いじめの解消

道徳や学級・ホームルーム活動等における児童生徒主体のいじめ防止の 取組の実施

○学級・ホームルーム担任が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、学 級・ホームルーム全体にいじめを許容しない雰囲気を浸透させることが重要。

児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育 や市民性教育を通じた働きかけ

- ○「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくり、人間関係が固定されること なく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。
- ○「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む。
- 「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す。

暴力行為対応

(重層的支援構造)

困難課題対応 的生徒指導

課題早期発見対応

課題予防的生徒指導

課題未然防止教育

発達支持的生徒指導

- 日常的な指導の中で、教職員と児童生徒との信頼関係の構築、全教職員が 一体となった教育相談やカウンセリングの実施
- 暴力行為等に関するきまりなどを保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得るよう努め、全教職員がこれに基づいた指導を行う。
- 特に校内での傷害事件など犯罪行為の可能性がある場合には、直ちに警察 に通報し、協力を得て対応する。

暴力行為が発生した場合の対応(緊急対応、被害児童生徒等のケア・支援、 暴力行為に及んだ児童生徒への指導、関係機関等との連携強化等)

- ○被害を受けた児童生徒等の手当てと周囲の児童生徒等の安全確保
- ○暴力行為の被害を受けた児童生徒等のケアと回復支援
- ○暴力行為に及んだ児童生徒への立ち直りを目指した指導

暴力行為の前兆のある児童生徒に関する早期発見と早期対応(アセスメントとチーム対応等)

- ○様々な側面からアセスメントを試みる必要があり、SC や SSW 等と連携が大切。
- ○介入が必要と認められる場合、学習支援や進路指導の強化、保護者への働きかけ、児童生徒間の関係の調整、関係機関への相談、医療や福祉へのつなぎなどチーム学校と して指導・援助する。

児童生徒への暴力防止、非行防止、薬物乱用防止等をテーマとする教育 取組の実施

- ○暴力行為や正当な理由もなく刃物を携帯する行為は原則として非行に当たり、警察による捜査・調査、児童相談所による措置、家庭裁判所による処分等の対象になる可能性について授業や講話を行う。
- ○暴力行為が、受けた人にどのような影響を与えるのか、児童生徒の理解を促す。

´ 児童生徒が「他者を思いやり、傷つけない人」に育つことを意識した、校` 内の雰囲気作りや道徳教育、人権教育、法教育等の教育及び日常の働きかけ

- ○安全・安心でお互いを尊重し合う校内の雰囲気づくり
- 、○暴力行為をしない人に育つことを意識した働きかけ

少年非行対応

- ○児童生徒の言い分にしっかり耳を傾け、その背景にある問題を把握した 上で、児童生徒が納得するように諭しながら指導する。
- ○正確に時系列を追って記録しておくことが必要。
- ○SCやSSWとの協働、福祉機関・医療機関などの関係機関との連携等により、早期の気付きと適切な援助を通じて予防する。

少年非行への 対応の基本

正確な事実の 特定 本人や関係者の言い分の聴取と記録

非行の背景を 考えた指導 被害者を念頭においた指導

- ○いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように、行ったのかを確認するだけでなく、本人や保護者が認めているのかを確認する。
- ○対象が複数である場合、全員を同席させて聴取することは適切ではない。
- ○聴き取った内容によっては守秘できないことがあることを児童生徒にも理解してもらうことが大切。

非行の未然防止及び早期発見・早期対応の視点

- ○非行傾向が出現し始めた児童生徒に対して、非行の意図や発生可能性を早期に把握して個別に介入し、事態の深刻化を防止する。
- ○前兆行動を把握し、介入して防止するために、前兆に関わる情報を収集する必要がある。
- ○情報を収集したら、対処法を判断し、SCやSSW、場合により警察を含む外部の関係機関などが加わったチーム体制でアセスメントを行い対応を検討する。
- ○非行防止につながる発達支持的生徒指導として、児童生徒と家庭や学校との関係性をいかに強く切れないものにするかが大切。
- ○関係機関等との連携体制・・・児童相談所、市町村などの福祉機関、少年サポートセンターや警察署、検察庁、家庭裁判所等

喫煙、飲酒、薬物乱用 未然防止教育、早期発見・対応

- ○学校における喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育は、学習指導要領に基づき、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科において取り組む。また、特別活動の時間、道徳科、総合的な学習(探究) の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導が行われる。
- ○喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為に対する方針や具体的な指導方法などについて、保護者に周知徹底を図り、保護者の協力が得られるようにすること。
- ○児童生徒からの喫煙、飲酒、薬物乱用などに関する悩み等を積極的に受け止めることができるように教育相談体制を確立する。
- ○健康被害だけでなく、法令違反という観点も含め、警察や精神保健福祉センターなどに速やかに相談するなどの連携が必要。

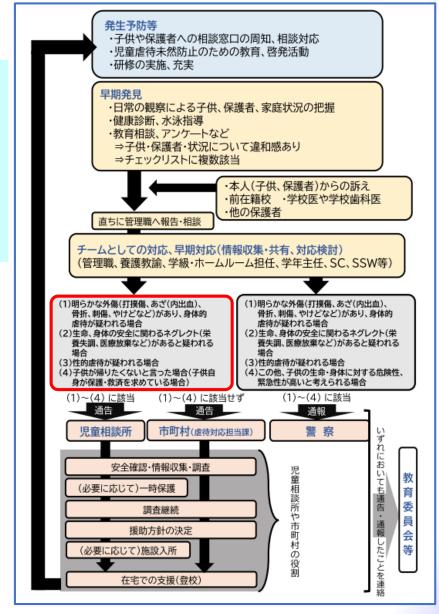
<u>児童虐待</u> 対応

児童虐待

身体的虐待 性的虐待 ネグレクト 心理的虐待 虐待に類似(周辺)児童生徒への支援 マルトリートメント、ヤン グケアラー、要保護児童、要支援児童等

○学校に求められる役割

- 虐待を受けたと思われる子供について、市町村の担当課や児童相談所 等へ通告すること(義務)
- 虐待の早期発見に努めること(努力義務)
- 虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと(努力義務)
- 虐待防止のための子供及び保護者への啓発に努めること (努力義務)
- 児童相談所や市町村(虐待対応担当課)などから虐待に係る子供又は保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められた場合、必要な範囲で提供することができること
- ▶ 教職員は、学校現場における虐待防止に関する研修教材などを活用して、 児童虐待に関する正確な知識と適切な対応を理解する必要がある。
- ➤ 学校は、教職員が児童虐待の疑いのある事例に接した場合は、速やかに 適切な機関を選択して**通告する義務があるため、それができる体制**を普 段から整えておく必要がある。
- ▶ 校内での、組織的なアセスメントに基づいた、児童生徒への支援と保護者への対応、要対協などを活用した関係機関との連携や個別ケース検討会議への参加、情報の共有などのため、SCやSSWの専門性も生かした校内体制を用意する必要がある。
- ▶ 児童虐待は事実に関する証拠や経過の記録等が重要であるとともに、当該家庭状況等に関わる個人情報の漏洩などに留意する必要があるため、 記録等の管理体制を明確にしておくことも大切。



自殺対応

(重層的支援構造)

- ○自傷への対応:何らかの心のつらさがあり、その対処行動として 自傷しか選べない現実があると捉えることが必要。
- ○自殺の危険を把握した場合、保護者との協力体制を築く。
- ○精神科や心療内科などの医療機関や福祉機関と連携を図る。

困難課題対応 的生徒指導

課題早期発見対応

課題予防的生徒指導

課題未然防止教育

発達支持的生徒指導

全日報の行動化を水際で防ぐ組織的な危機介入、及び自殺未遂者への心のケア、 自殺発生(未遂・既遂)時の周囲への心のケアの実施(専門家・関係機関との 連携・協働に基づく危機対応態勢の構築)

- 〇保護者と連携して家庭での継続的な見守りを行うとともに、教職員間で密接に情報共有
- ○医療機関と連携して丁寧な支援
 - ※「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」文部科学省(平成22年)参考

自殺の危険が高まった児童生徒の早期発見と迅速な対応(アンケート、面談、健康観察等によるスクリーニングと安全確保等)

○児童生徒の日常をしっかりと見た上で、何らかの 違和感を覚えたときには無駄になるかもしれない ことを恐れずに関わる。

「SOSの出し方に関する教育」を含む自 殺予防教育実施(保健体育の授業や学級・ ホームルーム活動等における取組)

○些細な言動の変化からその心理状態に気付ける 、ように教職員の感性を高める。

グ 児童生徒が「未来を生きぬく力」を身に 付けるように働きかける「命の教育」等の 実施、及び安全・安心な学校環境づくり

○自殺を理解し、適切な関わりを行うためには、 様々な要因が絡み合った心理的危機に目を向け ることが必要。

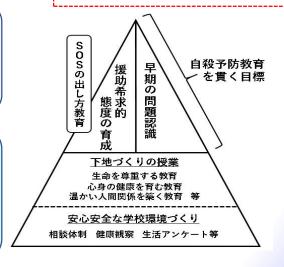
【TALKの原則】

Tell 言葉に出して伝える。

Ask 背景にあるものを尋ねる。

Listen 気持ちを傾聴する。

Keep safe 安全を確保する。



7

中途退学対応

(重層的支援構造)

困難課題対応 的生徒指導

課題早期発見対応

課題予防的生徒指導

課題未然防止教育

発達支持的生徒指導

○中途退学は、一人の生徒の生き方に関わる問題であり、 キャリア教育・進路指導において、多くの支援が求められる

中途退学者の進路指導・キャリア教育を関係機関と連携しながら進め、さらに、追指導(フォロー)により、退学後の進路についての指導援助を行う

- ○高校教育を継続し、卒業するように支える必要があり、多くの場合、中途退学ではなく 転学を考える。(定時制や通信制課程)
- ○就職支援では、公共職業安定所(ハローワーク)とも連携して支援を進める。

生徒の生活、学業、進路の状況について個別的及び総合的に検討し、不適応等の予兆を見逃さずに課題への迅速な対応を行う

- ○生徒の個人差を十分に考慮し、不適応傾向が確認された場合は、時期を空けず、また、 教職員の個人的判断に委ねず、組織的に対応する。
- ○理由なく欠席や遅刻が増え、学校における諸活動への参加に消極的になり、話合いで の発言が減少するなどの兆候を見逃さない。
- ○各教科等の選択やその内容の取扱いなどに必要な配慮を加え、個々の生徒の実態に即 した指導内容とするなど、指導方法を工夫することが大切。

高校生活への円滑な移行と適応に向けて校内体制を整備し、学習状況や キャリア形成を振り返るためにキャリア・パスポートを活用した支援を行う

○中学校・高校の情報交換会で共有される情報や「キャリア・パスポート」の有効活用を 通し、新入生一人への理解を進め、個々の生徒の成長を見守る。

児進路指導やキャリア教育等の日常的な教育活動を通じて、生徒が社会的・職業的自立に向けた資質・能力を身に付けるように働きかける

不登校対応

(重層的支援構造)

困難課題対応 的生徒指導

課題早期発見対応

課題予防的生徒指導

課題未然防止教育

発達支持的生徒指導

- ○不登校の背景にある要因を多面的かつ的確に把握し、早期に適切な 支援につなげるアセスメントの視点が必要
- ○多様な学びの場所で一定の要件の下、校長の判断により指導要録上 の出席扱いとし、個々の状況に応じた学びを保障する支援の実現 (教育機会確保法)

ケース会議に基づく、不登校児童生徒に対する家庭訪問やSC・SSW等によるカウンセリング、及び別室登校や校外関係機関と連携した継続的支援

※別室で安心して過ごせるよう、教職員の配置や学習機会の整備等、組織的に運営する ことが求められる。必要に応じて、関係機関等が連携したアウトリーチ支援や保護者サポートも視野に入れた家庭教育支援を活用することも考えられる。

休み始めの段階でのアセスメント(スクリーニング会議)と教職員、SC、 SSW、保護者の連携・協働による支援の開始

※不登校の予兆の早期発見・対応において教職員と保護者との信頼関係に基づく情報共有が不可欠。一方で、児童生徒が不登校になることで不安や焦りを感じている保護者へのカウンセリング等を通じた支援も重要。

児童生徒のSOSを出す力の獲得と教職員の児童生徒の変化に気付き、 SOSを受けとめる力の向上、及び教育相談体制の充実

※教員と SC、SSW による相互コンサルテーションの機会をもち、不登校の背景要因や具体的な関わりについて話し合う。

児童生徒にとって学校が安全・安心な居場所となるための 「魅力ある学校づくり」と「分かりやすい授業」の工夫

※校長のリーダーシップの下、いじめや暴力行為などを許さない学校運営や学級づくりを 行うことは、様々な問題の芽を摘み、全ての児童生徒にとって安全・安心な学校を実現す る一歩

インターネット・携帯電話に関わる問題対応

インターネットの問題は、学校や教職員が事態を把握することさえ難しく、気付いたときには取り返しのつかない、大きな問題に発展していることもあるとともに、トラブルが起きてしまうと完全に解決することが極めて難しいため、未然防止を含めて、対策を講じるための体制を事前に整えておくことが必要である。

- 児童生徒自身が主体的に議論しながらルールを定める機会を持ち、高度情報化社会を生き抜いていく児童生徒にとって重要な経験とする。
- GIGA スクール構想により整備された1人1台端末の扱いについて、明確なルールを提示し、 保護者の理解を得ておくことも不可欠。
- 学校、家庭、地域が連携して取り組む必要があります。危険性の周知だけではなく、フィルタリング等の普及やルールづくりの必要性を伝えておく。
- 学校、家庭、地域に居場所がない児童生徒が、逃げ場としてインターネットを利用している こともあり、児童生徒が安心できる居場所づくりに取り組むことも検討していく。

インターネット問題への適切かつ迅速な対処

対応方針の前提:情報収集と丁寧な聴き取り、アセスメントに基づいたすり合わせ

- ①法的な対応が必要な指導(警察、消費生活センター等との連携)
 - ・違法投稿(著作権法違反、薬物等)・ネット詐欺・ネット上の危険な出会い
 - ・児童買春・児童ポルノ禁止法違反(自画撮り被害等)
- ②学校における指導等
 - ●誹謗中傷、炎上等悪質な投稿 ●ネット起因の人間関係のもつれ
- ③ 家庭への支援 家庭における、利用時間・場所などのルールづくりやフィルタリングの設定についての 指導・援助が求められる

性に関する課題対応

(重層的支援構造)

教員がトラウマに関する知識と理解をもつことが 不可欠。学校で抱え込まずに、警察、性被害者等の ためのワンストップセンター、児童相談所等と連携。

困難課題対応 的生徒指導

課題早期発見対応

課題予防的生徒指導

課題未然防止教育

発達支持的生徒指導

深刻化した性に関する課題に対する学校内外の連携を生かした組織的な指導 や援助

○性的虐待や性的被害などに遭遇した児童生徒に対しては慎重な対応が求められるため、早期に専門家に相談することが重要。

性に関する課題の早期発見と迅速な対応(アンケート、面談、健康観察等による気付きと被害児童生徒の安全確保等)

- ○発見しやすい立場にある養護教諭と関係する教職員で情報共有し、連携して支援する。
- ○役割を分担しチームで対応、必要に応じて医療機関や警察等とも連携する。

「各教科や道徳科、学級活動やHR活動等における、児童生徒が「性犯罪・ 性暴力に対して適切な行動がとれる力」を身に付けることができるような 「生命(いのち)の安全教育」の実施

各教科の学習や人権教育等を通じた、児童生徒が「多様性を認め、自他の生命を尊重することができる人」に育つような働きかけ

「性的マイノリティ」 に関する対応

- ○教職員は悩みや不安を抱える児童生徒の**よき理解者となる**よう努める。
- ○相談しやすい環境を整えるとともに、**教職員自身が理解を深める**。
- ○医療機関による診断や助言を通じて学校が専門的知見を得るとともに、 教職員や児童生徒、保護者への説明材料として活用。

多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導

発達障害、精神疾患、健康、家庭や生活背景などは、その一つ一つが直接に学習指導や生徒指導上の課題となる場合もあり、課題が見えにくい場合も多い。教職員は、アセスメントを通じて、的確に気付きと対応を行うよう努める必要がある。<u>チーム支援の判断とアセスメントの実施</u>

発達障害に関する理解と対応

自閉症、注意欠陥多動性障害、学習障害等 診断の有無による対応ではなく、児童生徒が抱える 困難さから、きっかけになることや行動の結果など前 後関係を通して要因を分析し、対応を考える。

健康課題に関する理解と対応

各児童生徒の心身の健康課題の背景は多様化しており、学級担任や養護教諭をはじめとする関係者間で情報交換を行い、児童生徒を多面的に理解し、課題の本質(医学的要因・心理社会的要因・環境要因)を捉えていく必要がある。

外国人児童生徒等

多様な文化的・言語的背景を持つ児童生徒が増加している。文化の違いや言語の違いのみならず、複合的困難に直面する場合がある。教職員が多様性を認め、互いを理解し、尊重し合う学校づくりに努める。

精神疾患に関する理解と対応

うつ病、統合失調症、不安症群、摂食障害等 日頃から、性格や特性といったその人らしさをよく 知っておき、その人らしさと違ったことが出てきた場合 に注意することが大切。

支援を要する家庭状況

要保護児童、要支援児童、特定妊婦

学校が家庭に対して行う支援等は、原則的に保護者の同意を前提とするため、保護者に困難さを表出してもらい、支援を受け入れてもらうことが大切。

学校としての支援の限界が見えた場合には、適切に 福祉機関や警察と連携することが必要。

ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子供。本人や保護者と接して、家庭における子供の状況に気付き、必要に応じて学校におけるケース会議等において、関係者間で情報共有する等の取組が、早期発見・対応につながる可能性がある。